



中小企業退職金共済制度に新規加入した業主に、共済掛金を補助します！

中小企業退職金共済制度加入助成金のご案内

平成29年4月現在 魚津市役所商工観光課

要件	市内に住所をもつ 中小企業者 が、 中小企業退職金共済 （(独)勤労者退職金共済機構）または 特定退職金共済 （商工会議所）に 新規加入 すること。 ※すでに加入していた中小企業者が、それまで加入させていなかった他の従業員を 追加加入させた場合は対象外です。
対象経費	共済加入日から 1年分の掛金 ※掛金の納付期間が1年に満たない場合は対象外です。
助成額	対象経費の 20%
限度額	新規加入従業員1人につき 6,000円
申請期限	交付適用期間（加入した月から1年間）の経過後、すみやかに

提出書類

- ①申請書、請求書（魚津市ホームページからダウンロードできます）
- ②月別・個人別の掛金内訳
- ③退職金共済手帳の写しまたは領収書の写し

【お問い合わせ先】魚津市役所商工観光課 〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂1-10-1

☎ (0765) 23-6195 ✉ syokokanko@city.uozu.toyama.jp